

論点整理ペーパー及び農薬専門調査会体制（平成 24 年 4 月農薬専門調査会決定）

（食品健康影響評価を実施する部会を指定する農薬）	頁
オキシ銅 ……………	1
ジフルフェニカン ……………	4
フルキサピロキサド ……………	7
農薬専門調査会体制（平成 24 年 4 月農薬専門調査会決定） ……………	8

【参考】

（部会で ADI が決定し幹事会へ報告する農薬）	
アメトクトラジン ……………	9
フェンピロキシメート ……………	10
（幹事会で食品健康影響評価を実施する農薬）	
アルドリノ及びディルドリン ……………	14
（既に食品健康影響評価の結果を有している農薬）	
メトコナゾール ……………	18

オキシシン銅

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・ 暫定 ・ 適用拡大	有機銅系	脱水素酵素 阻害作用	殺菌剤	農薬抄録

【事務局における気づきの点など】

1. ラットを用いた動物体内運命試験の結果、吸収率は少なくとも 45.8%と算出された。排泄は速やかで、投与後 24 時間の尿及び糞中排泄率は 83%TAR 以上、主要排泄経路は尿中であつた。代謝物の分析は実施されていない。
2. みかん、りんご及びレタスを用いた植物体内運命試験の結果、主要成分はオキシシン銅（親化合物）であつた。（りんごにおける代謝物 B の検出について、詳細確認中）
3. 各種毒性試験結果から、オキシシン銅の影響は、主に体重（増加抑制）、消化器（嘔吐、軟便、下痢等）、並びに肝、腎及び脾臓（色素沈着）等に認められた。
4. 発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、神経毒性及び遺伝毒性は認められなかった。

【評価を受ける部会】 評価第四部会

オキシ銅 (OXINE-COPPER)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
農産物に係る基準値												みかん	2	登録		2							4
米(玄米)												なつみかん	5	登録		5							4
小麦	0.1	登録		0.1							4	なつみかんの外果皮	5	登録		5							4
大麦	0.1	登録		0.1							4	なつみかんの果実全体	2	登録		2							4
ライ麦	0.1	登録		0.1							4	レモン	2	登録		2							4
とうもろこし	0.1	登録		0.1							4	オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	登録		2							4
そば	0.1	登録		0.1							4	グレープフルーツ	2	登録		2							4
その他の穀類	0.1	登録		0.1							4	ライム	2	登録		2							4
大豆												その他のかんきつ類果実	2	登録		2							4
小豆類												りんご	2	登録		2							4
えんどう												日本なし	2	登録		2							4
そら豆												西洋なし	2	登録		2							4
らっかせい												マルメロ	2	登録		2							4
その他の豆類												びわ	2	登録		2							4
ばれいしょ	0.1	登録		0.1							4	もも	2	登録		2							4
さといも類(やつがしらを含む。)	0.1	登録		0.1							4	ネクタリン	2	登録		2							4
かんしょ	0.1	登録		0.1							4	あんず(アブリコットを含む。)	2	登録		2							4
やまいも(長いもをいう。)	0.1	登録		0.1							4	すもも(プルーンを含む。)	2	登録		2							4
こんにゃくいも	0.1	登録		0.1							4	うめ	2	登録		2							4
その他のいも類	0.1	登録		0.1							4	おうとう(チェリーを含む。)	2	登録		2							4
てんさい												いちご	2	登録		2							4
さとうきび												ラズベリー	2	登録		2							4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	1	登録		1							4	ブラックベリー	2	登録		2							4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	1	登録		1							4	ブルーベリー	2	登録		2							4
かぶ類の根	1	登録		1							4	クランベリー	2	登録		2							4
かぶ類の葉	1	登録		1							4	ハuckleberry	2	登録		2							4
西洋わさび	1	登録		1							4	その他のベリー類果実	2	登録		2							4
クレソン	1	登録		1							4	ぶどう	2	登録		2							4
はくさい	1	登録		1							4	かき	2	登録		2							4
キャベツ	1	登録		1							4	バナナ	2	登録		2							4
芽キャベツ	1	登録		1							4	キウイ	2	登録		2							4
ケール	1	登録		1							4	パパイヤ	2	登録		2							4
こまつな	1	登録		1							4	アボカド	2	登録		2							4
きょうな	1	登録		1							4	パイナップル	2	登録		2							4
デンゲンサイ	1	登録		1							4	グアバ	2	登録		2							4
カリフラワー	1	登録		1							4	マンゴ	2	登録		2							4
ブロッコリー	1	登録		1							4	パッションフルーツ	2	登録		2							4
その他のあぶらな科野菜	1	登録		1							4	なつめやし	2	登録		2							4
ごぼう	1	登録		1							4	その他の果実	2	登録		2							4
サルシフィー	1	登録		1							4	ひまわりの種子	2	登録		2							4
アーティチョーク	1	登録		1							4	ごまの種子	2	登録		2							4
チヨリ	1	登録		1							4	べにばなの種子	2	登録		2							4
エンダイブ	1	登録		1							4	綿実	2	登録		2							4
しゅんぎく	1	登録		1							4	なたね	2	登録		2							4
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	1	登録		1							4	その他のオイルシード	2	登録		2							4
その他のきく科野菜	1	登録		1							4	ぎんなん	2	登録		2							4
たまねぎ	1	登録		1							4	くり	2	登録		2							4
ねぎ(リーキを含む。)	1	登録		1							4	ペカン	2	登録		2							4
にんにく	1	登録		1							4	アーモンド	2	登録		2							4
にら	1	登録		1							4	くるみ	2	登録		2							4
アスパラガス	1	登録		1							4	その他のナッツ類	2	登録		2							4
わけぎ	1	登録		1							4	茶											
その他のゆり科野菜	1	登録		1							4	コーヒー豆											
にんじん	1	登録		1							4	カカオ豆											
パースニップ	1	登録		1							4	ホップ	10	登録		10							4
パセリ	1	登録		1							4	その他のスパイス	2	独立									
セロリ	1	登録		1							4	その他のハーブ	1	独立									
みつば	1	登録		1							4												
その他のせり科野菜	1	登録		1							4												
トマト	1	登録		1							4												
ピーマン	1	登録		1							4												
なす	1	登録		1							4												
その他のなす科野菜	1	登録		1							4												
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	登録		1							4												
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	登録		1							4												
しろり	1	登録		1							4												
すいか	2	登録		2							4												
メロン類果実	2	登録		2							4												
まくわうり	2	登録		2							4												
その他のうり科野菜	1	登録		1							4												
ほうれんそう	1	登録		1							4												
たけのこ	1	登録		1							4												
オクラ	1	登録		1							4												
しょうが	1	登録		1							4												
未成熟えんどう	1	登録		1							4												
未成熟いんげん	1	登録		1							4												
えだまめ	1	登録		1							4												
マッシュルーム	1	登録		1							4												
しいたけ	1	登録		1							4												
その他のきのこ類	1	登録		1							4												
その他の野菜	1	登録		1							4												

オキシ銅 (OXINE-COPPER)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の筋肉																	
その他の陸棲哺乳類の筋肉																	
牛の脂肪												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪																	
その他の陸棲哺乳類の脂肪																	
牛の肝臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の肝臓																	
その他の陸棲哺乳類の肝臓																	
牛の腎臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の腎臓																	
その他の陸棲哺乳類の腎臓																	
牛の食用部分												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の食用部分																	
その他の陸棲哺乳類の食用部分																	
乳												ミネラルウォーター類に係る基準値					
鶏の筋肉																	
その他の家禽の筋肉																	
鶏の脂肪												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の家禽の脂肪																	
鶏の肝臓																	
その他の家禽の肝臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
鶏の腎臓																	
その他の家禽の腎臓																	
鶏の食用部分												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の家禽の食用部分																	
鶏の卵												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の家禽の卵																	
魚介類(さけ目魚類に限る。)												ミネラルウォーター類に係る基準値					
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)																	
魚介類(その他の魚類に限る。)												ミネラルウォーター類に係る基準値					
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)																	
その他の魚介類												ミネラルウォーター類に係る基準値					
はちみつ																	

※留意事項※

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

ジフルフェニカン

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・ 暫定基準	フェノキシニコチンアニリド系	植物のフィトエングレサチユラーゼの阻害	除草剤	・ 農薬抄録 ・ EU 及び豪州評価書

【事務局における気づきの点など】

1. ラットを用いた動物体内運命試験の結果、ジフルフェニカンは低用量投与群では 3.18～11.4 時間で T_{max} に達し、高用量投与群では 6～19 時間で T_{max} に達した。ジフルフェニカンの吸収率は 34.6～42.7% と算出された。投与後 168 時間において、低用量投与群で 97.5～105% TAR、高用量投与群で 91.3～96.0% TAR、低用量反復投与後 168 時間に 94.7～94.8% TAR が糞尿中に排泄された。主要な排泄経路は糞中排泄であった。
ジフルフェニカンは尿中に 0.01～0.65% TAR、糞中に 19.3～75.1% TAR 排泄され、胆汁中には認められなかった。尿中の主な代謝物は C、P 及び F であり、糞中の主要成分はジフルフェニカンで、代謝物として、C、D、J、N、L 及び M が認められた。
2. 植物体内運命試験の結果、主要残留成分は未変化のジフルフェニカン、10% TRR を超える代謝物として B 及び C が認められた。
3. 各種毒性試験結果から、ジフルフェニカン投与による影響は、主に体重（増加抑制）、摂餌量減少及び肝臓（重量増加等）として認められた。
4. 発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

【評価を受ける部会】 評価第三部会

ジフルフェニカン (DIFLUFENICAN)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
農産物に係る基準値												みかん	0.02	現行	0.02	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

ジフルフェニカン (DIFLUFENICAN)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉	0.01	海外					0.01				5						
豚の筋肉	0.01	海外					0.01				5						
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.01	海外					0.01				5						
牛の脂肪	0.01	その他									6-3	ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪	0.01	その他									6-3						
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.01	その他									6-3						
牛の肝臓	0.1	海外					0.1				5						
豚の肝臓	0.1	海外					0.1				5						
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.1	海外					0.1				5						
牛の腎臓	0.1	海外					0.1				5						
豚の腎臓	0.1	海外					0.1				5						
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外					0.1				5						
牛の食用部分	0.1	海外					0.1				5						
豚の食用部分	0.1	海外					0.1				5						
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.1	海外					0.1				5						
乳	0.01	海外					0.01				5						
鶏の筋肉	0.02	海外					0.02				5						
その他の家禽の筋肉	0.02	海外					0.02				5						
鶏の脂肪	0.02	その他									6-3						
その他の家禽の脂肪	0.02	その他									6-3						
鶏の肝臓	0.02	海外					0.02				5						
その他の家禽の肝臓	0.02	海外					0.02				5						
鶏の腎臓	0.02	海外					0.02				5						
その他の家禽の腎臓	0.02	海外					0.02				5						
鶏の食用部分	0.02	海外					0.02				5						
その他の家禽の食用部分	0.02	海外					0.02				5						
鶏の卵	0.02	海外					0.02				5						
その他の家禽の卵	0.02	海外					0.02				5						
魚介類(さけ目魚類に限る。)																	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)																	
魚介類(その他の魚類に限る。)																	
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)																	
その他の魚介類																	
はちみつ																	

※留意事項※

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

フルキサピロキサド

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・インポート トレランス	カルボキシアミ ド系	ミトコンドリアの呼 吸鎖複合体Ⅱに作用	殺菌剤	・試験報告書 ・EPA、EFSA 評価書

1. 基準参照国は米国。
2. 小麦、だいず等に対するインポートトレランス申請がなされている。

【試験成績の概要】

1. ラットを用いた動物体内運命試験において、吸収率は少なくとも 72%であった。放射能の排泄は速やかであり、単回投与後 72 時間で 87.3～108% TAR が尿及び糞中へ排泄され、糞中が主要排泄経路であった。
2. 畜産動物（ヤギ及びニワトリ）を用いた動物体内運命試験の結果、10%TRR を超えて検出された代謝物は、F004、F005、F008、F010、F016、F024 及び F040 であったが、いずれもラットで検出された代謝物であった。
3. 植物体内運命試験の結果、小麦において代謝物 F008 が 10.6%TRR 以上検出されたが、F008 はラットで検出された代謝物であった。
4. 毒性試験においてフルキサピロキサドの影響は、主に肝臓（小葉中心性肝細胞肥大：ラット、脂肪変性：マウス、鉄沈着：イヌ）、甲状腺（ろ胞細胞肥大/過形成、ラット）及び骨（骨化過剰、歯の白変、ラット及びマウス）に認められた。
5. 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験において、ラットの肝臓では、雄で肝細胞癌、肝細胞腺腫並びに肝細胞腺腫及び癌の合計、雌で肝細胞腺腫並びに肝細胞腺腫及び癌の合計が増加した。
6. 繁殖能に対する影響及び催奇形性は認められなかった。
7. 生体にとって問題となるような遺伝毒性は認められなかった。

【評価を受ける部会】：評価第二部会

農薬専門調査会体制(平成24年4月農薬専門調査会決定)

幹事会

農薬専門調査会座長、各部会座長、各部会座長代理、座長が指名した者

幹事会

納屋 聖人	《座長》		
西川 秋佳	《副座長》		
赤池 昭紀		長野 嘉介	
上路 雅子		本間 正充	
三枝 順三		松本 清司	
永田 清		吉田 緑	

審議結果を幹事会に報告

評価第一部会

○山崎 浩史
(昭和薬科大教授・動物代謝)
○上路 雅子《座長》
(日植防技術顧問・植物代謝)
○相磯 成敏
(バイオアッセイ研部長・毒性)
○赤池 昭紀《副座長》
(名古屋大教授・神経毒性)
○津田 修治
(岩手県環境保健研究センター・毒性)
○義澤 克彦
(関西医科大講師・毒性)
○福井 義浩
(徳島大教授・生殖)
○堀本 政夫
(千葉科学大教授・生殖)
○若栗 忍
(秦野研研究員補・遺伝毒性)

評価第二部会

○細川 正清
(千葉科学大学部長・動物代謝)
○腰岡 政二
(日本大教授・植物代謝)
○泉 啓介
(徳島大教授・毒性)
○藤本 成明
(広島大准教授・毒性)
○松本 清司《副座長》
(信州大准教授・毒性)
○吉田 緑《座長》
(国衛研室長・毒性)
○桑形 麻樹子
(秦野研室長・生殖)
○根岸 友恵
(岡山大准教授・遺伝毒性)
○本間 正充
(国衛研部長・遺伝毒性)

評価第三部会

○永田 清
(東北薬科大教授・動物代謝)
○田村 廣人
(名城大教授・植物代謝)
○浅野 哲
(国際医療福祉大教授・毒性)
○小野 敦
(国衛研主任研究官・毒性)
○三枝 順三《座長》
(JST技術参事・毒性)
○納屋 聖人《副座長》
(産総研主任研究員・生殖)
○八田 稔久
(金沢医科大教授・生殖)
○佐々木 有
(八戸高専教授・遺伝毒性)
○増村 健一
(国衛研主任研究官・遺伝毒性)

評価第四部会

○玉井 郁巳
(金沢大教授・動物代謝)
○根本 信雄
(富山大名誉教授・動物代謝)
○與語 靖洋
(農環研研究コーディネータ・植物代謝)
○川口 博明
(鹿児島大准教授・毒性)
○長野 嘉介《副座長》
(元バイオアッセイ研副所長・毒性)
○西川 秋佳《座長》
(国衛研安全性研究センター長・毒性)
○山手 丈至
(大阪府立大教授・毒性)
○代田 真理子
(麻布大准教授・生殖)
○森田 健
(国衛研室長・遺伝毒性)

専門参考人

○小澤 正吾 (岩手医科大教授・動物代謝)	○高木 篤也 (国衛研室長・毒性)	○林 真 (安評センター長・遺伝毒性)
○太田 敏博 (東京薬科大教授・遺伝毒性)	○長尾 哲二 (近畿大教授・生殖)	○平塚 明 (東京薬科大教授・動物代謝)

アメトクトラジン

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
新規登録申請に伴う 基準設定要請	ピリミジラミ ン系	ミトコンドリアの電 子伝達系におけるエ ネルギー産生を阻害 することにより作用	殺菌剤	・農薬抄録 ・試験成績報告書

【試験成績の概要】

ばれいしょ、たまねぎ、トマト、ミニトマト、きゅうり、ぶどうに対する新規登録申請がなされている。

【事務局における気づきの点など】

1. アメトクトラジンのラットを用いた動物体内運命試験の結果、経口投与されたアメトクトラジンの体内吸収率は 50 mg/kg 体重の低用量で 36.4～41.7%、500 mg/kg 体重の高用量で 15.9～23.3%と算出された。血中における $T_{1/2}$ は投与量にかかわらず 1～2 時間であり、その後血中濃度は速やかに減少した。投与後 48 時間以内に 91%TAR 以上が尿糞中に排泄され、蓄積傾向はみられなかった。処理した有効成分のかなりの部分が、代謝による体内変換を受けずに糞中に排泄され、主要排泄経路は糞中（73.4～100%TAR）であった。投与量群、投与回数及び雌雄の違いにかかわらず、すべての試料中の主要代謝物は側鎖の炭化水素が一部酸化及び C2 ユニットが一つ分解した G であり、更に C2 ユニットが一つ分解した B もみられた。
2. 植物体内運命試験の結果、レタス及びトマトでは代謝が観察されず、ばれいしょでのみ観察された。ばれいしょの残留放射能は葉及び未成熟塊茎で親化合物であった。（葉：85～95%TRR、塊茎 67%TRR）成熟塊茎では親化合物は 3.6%TRR と少なく、主要代謝物は側鎖の炭素鎖が短くなった D（39.5%TRR）及び E（27.3%TRR）であった。
3. 中・長期毒性試験においてアメトクトラジン投与による影響は、主に体重増加抑制、肝重量増加（ラット）に認められた。
4. 発生毒性試験（ラット・ウサギ）において、骨格変異が認められたが、背景データの範囲内と考えられた。
5. 急性・亜急性神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

フェンピロキシメート

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・ 暫定基準 ・ 適用拡大申請	フェノキシピラゾール系	ミトコンドリア電子伝達系阻害	殺虫剤	農薬抄録、JMPR 資料、米国資料

＊本剤は、第 9 回農薬専門調査会評価第二部会（2011 年 7 月 25 日）で 1 回目の審議が行われ、10 項目の追加資料要求事項が出された。2012 年 8 月に回答が提出され、第 18 回農薬専門調査会評価第二部会（2012 年 10 月 3 日）で 2 回目の審議が行われた。

【1 回目の審議における議論のポイント】

1. 動物体内運命試験：特段の議論はなし。
2. 植物体内運命試験：特段の議論なし。
3. 土壌中及び水中運命試験：特段の議論なし。
4. 急性毒性試験：特段の議論なし
5. 亜急性毒性試験：特段の議論なし
6. 慢性毒性及び発がん性試験
 - (1) イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験：
 - ①前立腺重量が 2 倍近くに増加していることについて、実測値及び背景データが要求された。
 - ②下痢及び流涎について、その発現用量に関する再考察が要求された。
7. 生殖発生毒性試験
 - (1) ラットを用いた繁殖試験：

母動物の妊娠期間における体重減少について、経時的な体重変化が要求された。
 - (2) ラットを用いた発生毒性試験：

14 肋骨の頻度について同腹効果を考慮したうえで腹ごとの解析を行うことが要求された。
 - (3) ウサギを用いた発生毒性試験
 - ①嚢状網膜の発現頻度について同腹効果を考慮したうえで腹ごとの解析を行うことが要求された。
 - ②体重増加用及び摂餌量について、全投与期間中の変化だけでなく、試験期間中の途中データも記載するよう要求された。
8. 遺伝毒性試験：特段の議論なし。
9. その他の試験：特段の議論なし

【2 回目の審議における議論のポイント】

1. 回答を踏まえ評価書案の修正について確認された。
2. 植物体内運命試験において、「放射能濃度」の記載の仕方について議論された。
現在の評価書の大部分には%TAR (%TRR) 及び mg/kg の両値が表又は本文に記載されているが、両方の値の記載は却って理解しにくいいため、どちらかにした方が良いとの意見があり、この点について幹事会での検討を依頼することとされた。
3. 発生毒性試験において、ラットで認められた 14 肋骨を持つ胎児数の増加並びにウサギで認められた襞状網膜を有する胎児の腹ごとの統計解析の結果、ラットでは有意差がなく検体投与の影響とされず、ウサギでは有意な増加が認められたので、検体投与の影響とされ、それぞれの試験における無毒性量が修正された。
4. 遺伝毒性試験において、原体には遺伝毒性が認められず、原体混在物に復帰突然変異が認められ、当該原体混在物は小核試験において陰性であったが、原体混在物の原体の遺伝毒性への影響について議論され、原体混在物の構造から植物体内で構造を維持したままヒトが摂取することは考えにくく、原体の遺伝毒性に影響を与えないとされた。

フェンピロキシメート(FENPYROXIMATE)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪	加	E	N	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪	加	E	N	類型
農産物に係る基準値																							
米(玄米)	0.02	その他									6-4	みかん	0.5	現行	0.5								
												なつみかん											
小麦	0.02	その他									6-4	なつみかんの外果皮	1	現行	1								
大麦	0.02	その他									6-4	なつみかんの果実全体	1	現行	1								
ライ麦	0.02	その他									6-4	レモン	1	現行	1								
とうもろこし	0.02	その他									6-4	オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	現行	1								
そば	0.02	その他									6-4	グレープフルーツ	1	現行	1								
その他の穀類	0.02	その他									6-4	ライム	1	現行	1								
												その他のかんきつ類果実	1	現行	1								
大豆	0.1	現行	0.1									りんご	0.5	現行	0.5								
小豆類	0.05	現行	0.05									日本なし	1	現行	1								
えんどう	0.2	現行	0.2									西洋なし	1	現行	1								
そら豆	0.02	その他									6-4	マルメロ	0.4	海外			0.4					5	
らっかせい	0.02	その他									6-4	びわ	0.2	現行	0.2								
その他の豆類	0.02	その他									6-4												
ばれいしょ	0.02	その他									6-4	もも	0.1	現行	0.1								
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	その他									6-4	ネクタリン	1	現行	1								
かんしょ	0.02	その他									6-4	あんず(アブリコットを含む。)	0.02	その他								6-4	
やまいも(長いものをいう。)	0.02	その他									6-4	すもも(プルーンを含む。)	0.02	その他								6-4	
こんにやくいも	0.02	その他									6-4	うめ	0.02	その他								6-4	
その他のいも類	0.02	その他									6-4	おうとう(チェリーを含む。)	0.5	現行	0.5								
												いちご	0.5	現行	0.5								
てんさい	0.05	現行	0.05									ラズベリー	0.02	その他									6-4
さとうきび	0.02	その他									6-4	ブラックベリー	0.02	その他									6-4
												ブルーベリー	0.02	その他									6-4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.02	その他									6-4	クランベリー	0.02	その他									6-4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.02	その他									6-4	ハuckleberry	0.02	その他									6-4
かぶ類の根	0.02	その他									6-4	その他のベリー類果実	1	現行	1								
かぶ類の葉	0.02	その他									6-4												
西洋わさび	0.02	その他									6-4	ぶどう	2	現行	2								
クレソン	0.02	その他									6-4	かき	0.5	現行	0.5								
はくさい	0.02	その他									6-4												
キャベツ	0.02	その他									6-4	バナナ	0.02	その他									6-4
芽キャベツ	0.02	その他									6-4	キウイ	0.1	現行	0.1								
ケール	0.02	その他									6-4	パパイヤ	0.02	その他									6-4
こまつな	0.02	その他									6-4	アボカド	0.02	その他									6-4
きょうな	0.02	その他									6-4	パイナップル	0.02	その他									6-4
チンゲンサイ	0.02	その他									6-4	グアバ	0.02	その他									6-4
カリフラワー	0.02	その他									6-4	マンゴ	1	現行	1								
ブロッコリー	0.02	その他									6-4	パッションフルーツ	0.02	その他									6-4
その他のあぶらな科野菜	0.02	その他									6-4	なつめやし	0.02	その他									6-4
												その他の果実	0.5	現行	0.5								
ごぼう	0.02	その他									6-4												
サルシフィ	0.02	その他									6-4	ひまわりの種子	0.02	その他									6-4
アーティチョーク	0.02	その他									6-4	ごまの種子	0.02	その他									6-4
チロ	0.02	その他									6-4	べにばなの種子	0.02	その他									6-4
エンダイブ	0.02	その他									6-4	綿実	0.1	現行	0.1								
しゅんぎく	0.02	その他									6-4	なたね	0.02	その他									6-4
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.02	その他									6-4	その他のオイルシード	0.02	その他									6-4
その他のきく科野菜	0.5	現行	0.5																				
												ぎんなん	0.02	その他									6-4
たまねぎ	0.02	その他									6-4	くり	0.02	その他									6-4
ねぎ(リーキを含む。)	0.02	その他									6-4	ペカン	0.02	その他									6-4
にんにく	0.02	その他									6-4	アーモンド	0.02	その他									6-4
にら	0.02	その他									6-4	くるみ	0.02	その他									6-4
アスパラガス	0.02	その他									6-4	その他のナッツ類	0.02	その他									6-4
わけぎ	0.02	その他									6-4												
その他のゆり科野菜	0.02	その他									6-4												
												茶	10	現行	10								
にんじん	0.02	その他									6-4	コーヒー豆	0.02	その他									6-4
パースニップ	0.02	その他									6-4	カカオ豆	0.02	その他									6-4
パセリ	0.5	現行	0.5									ホップ	15	現行	15								
セロリ	0.02	その他									6-4												
みつば	2	現行	2									その他のスパイス	5	独立									
その他のせり科野菜	0.5	現行	0.5									その他のハーブ	5	独立									
トマト	0.5	現行	0.5																				
ピーマン	0.5	現行	0.5																				
なす	0.5	現行	0.5																				
その他のなす科野菜	0.5	現行	0.5																				
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	現行	0.5																				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.02	その他									6-4												
しろり	0.02	その他									6-4												
すいか	1	現行	1																				
メロン類果実	1	現行	1																				
まくわうり	0.02	その他									6-4												
その他のうり科野菜	0.5	現行	0.5																				
ほうれんそう	0.5	現行	0.5																				
たけのこ	5	現行	5																				
オクラ	0.02	その他									6-4												
しょうが	0.02	その他									6-4												
米成熟えんどう	2	現行	2																				
米成熟いんげん	2	現行	2																				
えだまめ	2	現行	2																				

フェンピロキシメート(FENPYROXIMATE)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉	0.03	海外				0.03					5						
豚の筋肉	0.005	その他									6-5						
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.03	海外				0.03					5						
牛の脂肪	0.02	Codex			0.02	0.03					2	ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪	0.005	その他									6-5						
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.03	海外				0.03					5						
牛の肝臓	0.01	Codex			0.01	0.25					2						
豚の肝臓	0.005	その他									6-5						
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.3	海外				0.25					5						
牛の腎臓	0.01	Codex			0.01	0.25					5						
豚の腎臓	0.005	その他									6-5						
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.3	海外				0.25					5						
牛の食用部分	0.03	海外				0.03					5						
豚の食用部分	0.005	その他									6-5						
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.03	海外				0.03					5						
乳	0.005	Codex			0.005	0.015					2						
鶏の筋肉	0.005	その他									6-5						
その他の家禽の筋肉	0.005	その他									6-5						
鶏の脂肪	0.005	その他									6-5						
その他の家禽の脂肪	0.005	その他									6-5						
鶏の肝臓	0.005	その他									6-5						
その他の家禽の肝臓	0.005	その他									6-5						
鶏の腎臓	0.005	その他									6-5						
その他の家禽の腎臓	0.005	その他									6-5						
鶏の食用部分	0.005	その他									6-5						
その他の家禽の食用部分	0.005	その他									6-5						
鶏の卵	0.005	その他									6-5						
その他の家禽の卵	0.005	その他									6-5						
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.005	その他									6-5						
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	0.005	その他									6-5						
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.005	その他									6-5						
魚介類(その他の魚類に限る。)	0.005	その他									6-5						
魚介類(貝類に限る。)	0.005	その他									6-5						
魚介類(甲殻類に限る。)	0.005	その他									6-5						
その他の魚介類	0.005	その他									6-5						
はちみつ	0.005	その他									6-5						

※留意事項※

※茶の分析法は熱湯抽出法による。

※茶の見方他※

・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。

・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。

・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。

・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。

・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。

・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。

・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

アルドリン及びディルドリン

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
暫定基準	有機塩素系	GABA 受容体に作用し、神経を興奮させることで痙攣を誘発し、殺虫効果を示す。	殺虫剤	・海外資料 (JMPR、EU、米国)

【事務局における気づきの点】

1. 動物体内運命試験の結果、アルドリンの消化管からの吸収率は約 10%で、生物学的半減期は雄で 10～11 日、雌で 100 日であった。組織中残留放射能度に性差が認められ、雌が多かった。アルドリンの残留濃度は脂肪組織に最も高かった。
2. 動物体内運命試験の結果、ディルドリンの半減期は 4～5 日で、主として門脈を経由して吸収された。組織への分布は脂肪、肝臓及び血液で多かった。ラット、サル、マウスの主要排泄経路は胆汁中で、ウサギは尿中であつた。
3. アルドリンの代謝の第一段階はディルドリンの生成であり、ディルドリンはさらにⅣ及びⅥに代謝され、ほかにⅤ及びⅦが認められた。また、UV 照射によりⅢが生成された。Ⅵはラット、マウス、羊及びサルの主要代謝物であり、ウサギではⅣが主要代謝物であつた。Ⅶは雄ラットの尿中の主要成分であつたが、雌ラット及びマウスの尿中には認められなかった。
4. キャベツ及びとうもろこしを用いた植物体内運命試験の結果、キャベツにおける主要代謝物は親水性化合物で、アルドリン及びディルドリンも認められた。とうもろこしにおいては、穀粒及び穂軸には放射能は検出されず、外皮及び葉には複数の代謝物、アルドリン及びディルドリンが認められた。
5. 作物残留試験の結果、アルドリンの可食部における最大残留値はばれいしょ（塊茎）の 0.03 mg/kg、ディルドリンではばれいしょ（塊茎）の 0.13 mg/kg であった。アルドリン及びディルドリンの合計値ではにんじんの 0.51 mg/kg であった。とうもろこしを用いた後作物残留試験において、穀粒にはディルドリンは検出されなかった。ディルドリンの反復投与後の乳汁中の半減期は 10～15 日であった。
6. 各種毒性試験結果から、アルドリン投与による影響は、主に肝臓（CHIRL 等）、腎臓（遠位尿細管空胞化等）、神経（振戦、痙攣、運動失調等）が認められ、ディルドリン投与による影響は、主に肝臓（CHIRL 等）、神経（振戦、痙攣等）が認められた。
7. アルドリン及びディルドリン投与による繁殖に対する影響は認められなかった。
8. ラット及びハムスターを用いた発生毒性試験において、アルドリン投与による

切歯の萌出時間の短縮及び精巣降下時間の延長、母動物に毒性が認められる用量において、水かき足、口蓋裂及び眼瞼開存が認められた。ディルドリン投与による催奇形性は認められなかった。

9. ラットを用いたアルドリンの慢性毒性/発がん性併合試験において甲状腺ろ胞細胞腺腫及び細胞癌の増加、マウスを用いた慢性毒性/発がん性併合試験において、雄に肝細胞癌の有意な増加、マウス発がん性試験において、肝細胞癌の有意な増加が認められた。
10. ラットを用いたディルドリンの慢性毒性/発がん性試験において、副腎皮質腺腫及び癌腫の総和、ラット雄において肝細胞癌の発生頻度有意な増加、マウスを用いた発癌性試験において、肝腫瘍及び肝細胞癌の有意な増加が認められた。
11. アルドリンの遺伝毒性試験において、*in vivo* におけるマウス又はラットを用いた染色体異常試験において陽性であったが、マウスを用いた小核試験において陰性であった。
12. ディルドリンの遺伝毒性試験において、*in vivo* におけるマウスを用いた染色体異常試験において軽度陽性であったが、*in vivo* におけるほかの染色体異常試験、相互転座試験及び小核試験において陰性であり、ディルドリンには生体において問題となる遺伝毒性はないものと考えられた。

アルドリン及びディルドリン(総和として。)(ALDRIN、DIELDRIN)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪	加	E	N	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪	加	E	N	類型
農産物に係る基準値																							
米(玄米)	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		みかん	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
												なつみかん	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
												なつみかんの外果皮	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
小麦	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		なつみかんの果実全体	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
ライ麦	0.02	Codex			0.02		0.02			0.02	2	レモン	0.05	Codex			0.05	0.05	0.05	0.01	0.05	2	
ライ麦	0.02	Codex			0.02		0.02		0.01	0.02	2	オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.05	Codex			0.05	0.05	0.05	0.01	0.05	2	
とうもろこし	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		グレープフルーツ	0.05	Codex			0.05	0.05	0.05	0.01	0.05	2	
そば	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		ライム	0.05	Codex			0.05	0.05	0.05	0.01	0.05	2	
その他の穀類	0.02	Codex			0.02		0.02		0.01	0.02	2	その他のかんきつ類果実	0.05	Codex			0.05	0.05	0.05	0.01	0.05	2	
大豆	0.05	Codex			0.05				0.02	0.1	2	りんご	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
小豆類	0.05	Codex			0.05				0.01	0.1	2	日本なし	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
えんどう	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		西洋なし	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
そら豆	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		マルメロ	0.05	Codex			0.05	0.05	0.05	0.01	0.1	2	
らっかせい	0.06	海外					0.05		0.02	0.1	5	びわ	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
その他の豆類	0.05	Codex			0.05				0.01	0.1	2												
ばれいしよ	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		もも	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
さといも類(やつがしらを含む。)	0.1	Codex			0.1				0.01	0.1	2	ネクタリン	0.05	海外				0.05	0.01	0.1	5		
かんしょ	0.1	Codex			0.1				0.01	0.1	2	あんず(アブリコットを含む。)	0.05	海外				0.05	0.01	0.1	5		
やまいも(長いもをいう。)	0.1	Codex			0.1				0.01	0.1	2	ずもも(プルーンを含む。)	0.05	海外				0.05	0.01	0.1	5		
こんにやくいも	0.1	Codex			0.1				0.01	0.1	2	うめ	0.05	海外				0.05	0.01	0.1	5		
その他のいも類	0.1	Codex			0.1				0.01	0.1	2	おうとう(チェリーを含む。)	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
てんさい	0.1	Codex			0.1				0.01	0.1	2	いちご	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
さとうきび	0.01	海外					0.01				5	ラズベリー	0.05	海外				0.05	0.01	0.1	5		
												ブラックベリー	0.05	海外				0.05	0.01	0.1	5		
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.02	現行	0.02	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		ブルーベリー	0.05	海外				0.05	0.01	0.1	5		
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.02	現行	0.02	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		クランベリー	0.05	海外				0.05	0.01	0.1	5		
かぶ類の根	0.1	Codex			0.1				0.01	0.1	2	ハuckleベリー	0.05	海外				0.05	0.01	0.1	5		
かぶ類の葉	0.05	Codex			0.05				0.01	0.1	2	その他のベリー類果実	0.06	海外				0.05	0.02	0.1	5		
西洋わさび	0.1	Codex			0.1		0.1		0.01	0.1	2	ぶどう	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
クレソン	0.05	Codex			0.05				0.01	0.1	2	かき	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
はくさい	0.02	現行	0.02	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		バナナ	0.05	海外				0.05	0.01	0.1	5		
キャベツ	0.02	現行	0.02	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		キウイ	0.05	海外				0.05	0.01	0.1	5		
芽キャベツ	0.02	現行	0.02	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		パパイヤ	0.05	海外				0.05	0.01	0.1	5		
ケール	0.05	Codex			0.05				0.01	0.1	2	アボカド	0.05	海外				0.05	0.01	0.1	5		
こまつな	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		パイナップル	0.05	海外				0.05	0.01	0.1	5		
きょうな	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		グアバ	0.05	海外				0.05	0.01	0.1	5		
チンゲンサイ	0.05	Codex			0.05					0.1	2	マンゴ	0.05	海外				0.05	0.01	0.1	5		
カリフラワー	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		パッションフルーツ	0.05	海外				0.05	0.01	0.1	5		
ブロッコリー	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		なつめやし	0.05	海外				0.05	0.01	0.1	5		
その他のあぶらな科野菜	0.1	Codex			0.1		0.1		0.01	0.1	2	その他の果実	0.07	海外					0.1	0.01	0.1	5	
ごぼう	0.1	Codex			0.1				0.01	0.1	2	ひまわりの種子	0.06	海外					0.02	0.1	5		
サルシフィー	0.1	Codex			0.1				0.01	0.1	2	ごまの種子	0.06	海外					0.02	0.1	5		
アーティチョーク	0.06	海外							0.01	0.1	5	べにばなの種子	0.06	海外					0.02	0.1	5		
デコリ	0.05	Codex			0.05				0.01	0.1	2	綿実	0.06	海外					0.02	0.1	5		
エンダイブ	0.05	Codex			0.05				0.01	0.1	2	なたね	0.06	海外					0.02	0.1	5		
しゅんぎく	0.05	Codex			0.05				0.01	0.1	2	その他のオイルシード	0.06	海外					0.02	0.1	5		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.02	現行	0.02	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		ぎんなん	0.06	海外					0.01	0.1	5		
その他のきく科野菜	0.1	Codex			0.1				0.01	0.1	2	くり	0.06	海外					0.01	0.1	5		
たまねぎ	0.05	Codex			0.05		0.1		0.01	0.1	2	ペカン	0.06	海外					0.01	0.1	5		
ねぎ(リーキを含む。)	0.05	Codex			0.05				0.01	0.1	2	アーモンド	0.06	海外					0.01	0.1	5		
にんにく	0.05	Codex			0.05				0.01	0.1	2	くるみ	0.06	海外					0.01	0.1	5		
にら	0.06	海外							0.01	0.1	5	その他のナッツ類	0.06	海外					0.01	0.1	5		
アスパラガス	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		茶	N.D.	現行*	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
わけぎ	0.05	Codex			0.05				0.01	0.1	2	コーヒー豆	0.1	海外						0.1	5		
その他のゆり科野菜	0.05	Codex			0.05				0.01	0.1	2	カカオ豆	0.1	海外						0.1	5		
にんじん	0.1	Codex			0.1		0.1		0.01	0.1	2	ホップ	0.06	海外					0.02	0.1	5		
パースニップ	0.1	Codex			0.1		0.1			0.1	2	その他のスパイス	0.1	独立									
パセリ	0.06	海外							0.01	0.1	5	その他のハーブ	0.1	独立									
セロリ	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----													
みつば	N.D.	現行	N.D.	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----													
その他のせり科野菜	0.1	Codex			0.1				0.01	0.1	2												
トマト	0.02	現行	0.02	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----													
ピーマン	0.02	現行	0.02	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----													
なす	0.02	現行	0.02	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----													
その他のなす科野菜	0.05	Codex			0.05				0.01	0.1	2												
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02	現行	0.02	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----													
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1	Codex																					

アルドリン及びディルドリン(総和として。)(ALDRIN、DIELDRIN)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型	
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値						
牛の筋肉	0.2	海外							0.2	0.2	0.1	5	ミネラルウォーター類					
豚の筋肉	0.2	海外							0.2	0.2	0.1	5						
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.2	海外							0.2	0.2	0.1	5						
牛の脂肪	0.2	Codex			0.2		0.2	0.2	0.2	0.2	2							
豚の脂肪	0.2	Codex			0.2		0.2	0.2	0.2	0.2	2							
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.2	Codex			0.2		0.2	0.2	0.2	0.2	2							
牛の肝臓	0.2	海外					0.2		0.2	0.1	5							
豚の肝臓	0.2	海外					0.2		0.2	0.1	5							
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.2	海外					0.2		0.2	0.1	5							
牛の腎臓	0.2	海外					0.2		0.2	0.1	5							
豚の腎臓	0.2	海外					0.2		0.2	0.1	5							
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.2	海外					0.2		0.2	0.1	5							
牛の食用部分	0.2	海外					0.2		0.2	0.1	5							
豚の食用部分	0.2	海外					0.2		0.2	0.1	5							
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.2	海外					0.2		0.2	0.1	5							
乳	0.006	Codex			0.006				0.1	0.006	0.1	2						
鶏の筋肉	0.2	海外							0.2	0.1	5							
その他の家禽の筋肉	0.2	海外							0.2	0.1	5							
鶏の脂肪	0.2	Codex			0.2		0.2		0.2	0.1	2							
その他の家禽の脂肪	0.2	Codex			0.2		0.2		0.2	0.1	2							
鶏の肝臓	0.2	海外					0.2		0.2	0.1	5							
その他の家禽の肝臓	0.2	海外					0.2		0.2	0.1	5							
鶏の腎臓	0.2	海外					0.2		0.2	0.1	5							
その他の家禽の腎臓	0.2	海外					0.2		0.2	0.1	5							
鶏の食用部分	0.2	海外					0.2		0.2	0.1	5							
その他の家禽の食用部分	0.2	海外					0.2		0.2	0.1	5							
鶏の卵	0.1	Codex			0.1		0.1		0.02	0.1	2							
その他の家禽の卵	0.1	Codex			0.1		0.1		0.02	0.1	2							
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.1	海外					0.1			0.1	5							
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	0.1	海外					0.1			0.1	5							
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.1	海外					0.1			0.1	5							
魚介類(その他の魚類に限る。)	0.1	海外					0.1			0.1	5							
魚介類(貝類に限る。)	0.1	海外					0.1			0.1	5							
魚介類(甲殻類に限る。)	0.1	海外					0.1			0.1	5							
その他の魚介類	0.1	海外					0.1			0.1	5							
はちみつ	0.1	海外								0.1	5							

※留意事項※
※現行試験法では検出限界値は0.005ppm。ただし、抹茶にあっては0.02ppm。 ※茶の現行基準(*)は「不発酵茶に限る。」となっているが、暫定基準として「茶全体」に設定する。また、茶の分析法は熱湯抽出法による。
※茶の見方他※
・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。 ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。 ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。 ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。 ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。 ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。 ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。 ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。
c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

メトコナゾール（第3版）

＊第55回幹事会（2009年9月11日）で一度審議され、5項目の追加資料要求事項が出された。

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	追加資料
・再審議 ・適用拡大 ・インポートトレランス	トリアゾール系	エルゴステロール合成阻害	殺菌剤	・追加資料要求に対する回答資料 ・メトコナゾールのラットを用いた免疫毒性試験 ・国内作物残留試験成績（小麦、大麦、その他麦類） ・海外作物残留試験成績（とうもろこし、なたね） ・メトコナゾールのウサギを用いた発生毒性試験（経皮投与）

【前回の議論のポイント】

1. 動物体内運命試験及び植物体内運命試験：異性体間での代謝の差異及び異性体間の変換がないとの記載に対する根拠について追加資料が要求された。
2. 生殖発生毒性試験：ラット及びウサギの発生毒性試験で認められた水頭症、猿頭症、角膜/水晶体白濁及び腰肋について統計学的解析の実施及び検体投与の影響について生データを確認し精査することについて追加資料が要求された。
3. トリアゾール由来代謝物の安全性：2008年のJMPRの評価を反映し、海外の状況について追加資料が要求された。
4. 2006年のEFSAの評価において奇形の発生を理由として追加の安全係数がかけられていることについて、海外での評価結果を踏まえた追加安全係数の必要性について追加資料が要求された。

以上より、①トリアゾール由来代謝物(M20、M34、M35)の安全性、②催奇形性の判断により、暴露評価対象物質及びADIが変更される可能性があります。

【事務局における気づきの点など（追加試験）】

1. 適用拡大及びインポートトレランスに係る諮問による第3版の審議。
2. ラットを用いた免疫毒性試験の結果、免疫毒性は認められなかった。
3. ウサギを用いた発生毒性試験（経皮投与）の結果、催奇形性は認められなかった。